

参議院議員通常選挙

のお知らせ

7月25日で参議院議員の半数の任期が終了します。これに伴い、第20回参議院議員通常選挙が行われます。今回選出するのは、選挙区73人（北海道選挙区2人）と、比例代表48人（全国）の議員。ここでは、投票の方法などについてお知らせします。



投票の方法

- 投票所では「選挙区選出議員選挙」、「比例代表選出議員選挙」の順で投票します。
- 「選挙区選出議員選挙」では、投票用紙に北海道選挙区の候補者一人の氏名を記載します。

- 「比例代表選出議員選挙」では、投票用紙に候補者（名簿登載者）一人、または政党その他の政治団体一つの名称もしくは略称を記載します。
- 投票時間は、午前七時から午後八時までです。

本市で投票できる方

- 札幌市で投票できるのは、

札幌市の各区の選挙人名簿に登録されている方です。名簿への登録は、住民登録によって自動的に行われます。住所変更の手続きをして間もない時は、前の住所地で投票する場合があります。

投票所案内はがき

●札幌市で投票できる有権者には、選挙期日が公示（投票日の七日前）されると「投票所案内はがき」を送付します。投票の際は、名前を確認の上、「投票所案内はがき」の表面に書かれている投票所にお持ちください。なお、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票所案内はがき」

がなくても投票できますので、紛失したり、忘れたりした場合は、投票日当日、投票所の係員にお申し出ください。

期日前投票

●従来の名簿登録地における不在者投票に替わる制度で、投票日前でも、直接投票箱に投票できるようになりました。●選挙人名簿に登録されている方で、投票日当日に次の事由などに該当すると見込まれる方は、期日前投票所における期日前投票ができます。なお、期日前に投票をする時点において、二十歳未満の方は、不在者投票になります。

期日前投票の事由

- ▼仕事に従事する方。
- ▼冠婚葬祭を行う方とその親族、結婚式の仲人、葬儀の役員などの手伝いをする方。
- ▼用務（レジャーなどの私用を含む）のため投票区の区域外に旅行または滞在する方。
- ▼病気、けが、身体の障がいなどのため歩行が困難な方。
- ▼選挙人名簿に登録されている区の区域外に転居した方。
- 期日前投票の日は、選挙の公示日の翌日から選挙期日の前日までの毎日、午前8時30分から午後8時までです。
- 期日前投票の場所は、選挙人名簿に登録されている区の区役所または区民センターです。

不在者投票

●選挙人名簿に登録されていて、期日前投票と同じ事由に該当する方で、期日前投票所で投票できない方は、滞在地区（他区に居住を含む）の選挙管理委員会です。また、指定された病院、老人ホームなどに入っている場合は、その施設でも不在者投票ができます。この場合は、あらかじめ投票用紙などの請求の手続きが必要です。

●不在者投票の期間は、選挙の公示日の翌日から選挙期日の前日までです。

郵便等による不在者投票

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証の交付を受けていて、一定の障がいなど（両下肢などの運動機能障がいは1級もしくは2級。内臓機能障がいは1級もしくは3級。要介護5）に該当する方は、自宅などで投票できる「郵便等による不在者投票制度」があります。

利用には、区の選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付が必要です。

また、郵便等による投票制度を利用できる方で、上肢または視覚の障がいが1級に該当する方は、あらかじめ届け出た者に投票の記載をさせることができます。

選挙公報

●候補者や政党などの政策を記載した選挙公報は、町内会などを通じて各世帯に配布します。区役所、まちづくりセンター（連絡所）にも備え置きます。

詳しくは、区の選挙管理委員会（区役所内/17階）へお問い合わせください。